（引揚者国庫債券の発行交付等に関する省令の一部改正）

第四十四条　引揚者国庫債券の発行交付等に関する省令（昭和三十二年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一号書式、第三号書式及び第四号書式中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に、「昭和　　平成　　年発行分」を「昭和　　平成　　年発行分」に、「昭和　　年　　月　　日渡分」を「昭和　　平成　　年　　月　　日渡分」に改める。

（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行細則の一部改正）

第四十五条　国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行細則（昭和三十二年大蔵省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「平成　年度」を「令和　年度」に改め、第二号様式中「平成　年度特定国有財産整備計画要求書」を「令和　年度特定国有財産整備計画要求書」に改め、同様式の作成要領中「「平成２年度」又は「平成２年度、３年度及び４年度」」を「「令和２年度」又は「令和２年度、３年度及び４年度」」に改める。

（たばこ耕作組合法施行規則の一部改正）

第四十六条　たばこ耕作組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第九から別紙様式第十三までの様式中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に改める。

（国家公務員宿舎法施行規則の一部改正）

第四十七条　国家公務員宿舎法施行規則（昭和三十四年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第二号様式、第四号様式及び第五号様式中「平成　年度」を「令和　年度」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部改正）

第四十八条　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和三十八年大蔵省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第四号書式までの書式中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に、「昭和　　平成　　年発行分」を「昭和　　平成　　年発行分」に、「昭和　　年　　月　　日渡」を「昭和　　平成　　年　　月　　日渡」に、「昭和　　平成　　年　　月　　日渡分」を「昭和　　平成　　年　　月　　日渡分」に改める。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部改正）

第四十九条　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第四号書式までの書式中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に、「昭和　　平成　　年発行分」を「昭和　　平成　　年発行分」に、「昭和　　年　　月　　日渡分」を「平成　　年　　月　　日渡分」に改める。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部改正）

第五十条　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和四十一年大蔵省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第四号書式までの書式中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に、「昭和　　平成　　年発行分」を「昭和　　平成　　年発行分」に、「昭和　　年　　月　　日渡」を「平成　　年　　月　　日渡」に改める。

（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令の一部改正）

第五十一条　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令（昭和四十二年大蔵省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一号書式、第三号書式及び第四号書式中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に改める。

（引揚者特別交付金国庫債券の発行交付等に関する省令の一部改正）

第五十二条　引揚者特別交付金国庫債券の発行交付等に関する省令（昭和四十二年大蔵省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一号書式から第四号書式までの書式中「平成　　年　　月　　日」を「令和　　年　　月　　日」に、「昭和　　平成　　年発行分」を「昭和　　平成　　年発行分」に、「昭和　　年　　月　　日渡分」を「昭和　　平成　　年　　月　　日渡分」に改める。